

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、常勤役員俸給表（別表）のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。但し、常勤監事については、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める出張旅費規程に準じて支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

平成29年9月16日 公益法人化に伴い改定

(別表) 常勤役員俸給表

号俸	月額 (円)
1	200,000
2	220,000
3	240,000
4	260,000
5	280,000
6	300,000
7	320,000
8	340,000
9	360,000
10	380,000
11	400,000